

第8日

平成24年3月7日（水）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

日程に従い、6日に引き続き一般質問を行います。

それでは、最初に稲富一實議員の質問を許可します。5番稲富一實議員。

（5番稲富一實君登壇）

○5番（稲富一實君） 皆さん、おはようございます。5番稲富一實でございます。登壇にあたり、間もなく1年を迎えます東日本大震災でお亡くなりになられました方々並びに被災されました方々に対しまして、衷心より弔意の言葉を申し上げます。

また、3月末に笑顔で退職されます西村事務局長を初め、17名の職員の皆様方、長い間大変お疲れさまでございました。健康に留意されまして、第二の人生を歩いていただければと願うものでございます。

これから、一般質問を質問席にて続行させていただきます。よろしく願いいたします。

（5番稲富一實君降壇）

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） まずは、下水道事業の推進状況等々について質問いたします。

下水道事業は、朝倉市内における住環境の水準を大きく高め、地域社会における生活環境からも必要不可欠な事業でございます。朝倉市における下水道事業等の進捗状況、整備計画、使用料、接続率の向上、下水道汚泥処理について質問いたします。

1点目、下水道事業等の進捗状況について質問いたします。

下水道事業等汚水処理事業は、朝倉市の都市機能レベルを大きく高め、地域社会における生活環境基盤改善の観点や、まちづくり、ひとづくり等々のイメージアップはもとより、住環境改善には必要不可欠な事業であろうと確信しております。

朝倉市の汚水処理人口、また、処理世帯について、下水道処理と合併浄化槽処理の水洗化普及率、整備率はどのような状況にあるのか。また、市民の皆様へのハザードマップのようなわかりやすい形で、下水道整備計画を提示したり、現状が福岡県全体、全国レベルと比較してどのような位置にあるのかを示していただきたい。

○議長（手嶋源五君） 下水道課長。

○下水道課長（宮本保孝君） 最初に、下水道事業の進捗状況について、説明をいたします。

流域関連公共下水道事業では、対象地区は主に馬田、甘木、立石地区で、平成7年から事業認可をいただいて、平成22年度末、整備面積が386ヘクタール、整備率が全体の43%

の状況でございます。

特環公共下水道事業につきましては、対象地区が秋月地区と朝倉地区でございます。

秋月地区につきましては、平成15年度に事業認可、平成23年度末で完了予定でございます。全体面積50ヘクタールです。

朝倉地区につきましては、平成4年度に事業認可、平成22年度末、整備面積が200ヘクタール、整備率は全体面積214ヘクタール93%です。未整備の14ヘクタールにつきましては、計画地内にある開発が進んでいない農地を含む土地でありまして、この計画地については、宅地化の段階で整備をするということになります。

中央浄化センターにつきましては、供用開始後14年経過しているということから、長寿命化計画策定業務を行い、基本調査及び詳細設計を今年度行っており、来年度に長寿命化計画の策定等を行う予定でございます。

個別排水処理事業につきましては、対象は杷木全域と甘木地域の集合処理区域以外で、主に三奈木、金川、高木地区でございます。平成10年度に杷木地域が着手、平成15年度に甘木地域を着手いたしております。

平成22年度末、整備済み基数といたしまして、1,129基を設置いたしております。全体計画の1,974のうち、整備率が57%になるものです。事業完了をいたしておりますのは、農業集落排水事業で7地区あります。蜷城、安川、長谷山、大福、上寺、朝倉、宮野地区です。それから、小規模排水処理施設事業と申しまして、1地区、中島地区が管理をしております。

それから、地域排水処理事業と申しまして、美奈宣の杜が民間開発で終わっておるところでございます。

それから、接続率のことを尋ねられましたので、述べたいと思います。

流域関連公共下水道につきましては、数値は22年度末の接続率でございます。流域関連公共下水道につきましては76.3%、秋月特環公共下水道につきましては83.8%——失礼しました。朝倉特環下水道でございました。83.8、それから秋月特環につきましては、50.8で、公共下水道につきましては、平均76.8%の接続となっております。

農業集落排水につきましては、9地区、小規模も入れまして、三奈木も入れまして9地区あります。全体の平均が79.9%になっておるところでございます。

それから、普及率の質問があったと思います。これは、国のほうが22年度末に公表しております汚水処理施設普及率でございます。設備、整備率を表しておるものでございます。集合処理、それから合併浄化槽の施設がどれだけ整備が進んでおるか、そういったものが発表されておりますので、それを述べたいと思います。22年度末の汚水処理人口普及率と申します。全国が86.9%、福岡県が87.5%、九州が79.1%で、朝倉市については67.4%になります。

県内では、大体市町村数を60ということにしますと、30番、中位になるような状況でござ

ざいます。以上で説明を終わります。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 全体を網羅した中で説明をいただきましたが、朝倉中央浄化センター、特環の部分でございますが、計画面積214ヘクタール、整備済み面積200ヘクタールということで、整備率が93.4%、これは22年度の成果説明資料の中での抜粋でございます。その中で、今後この14ヘクタールにおきまして、農地が転用された、事業計画がなされるということでございますが、今後の見直し、個々の見直し等々考えられないか、再度お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 下水道課長。

○下水道課長（宮本保孝君） 朝倉特環の14ヘクタールのことです。それにつきましては、現在農地が大部分でございます。それで、認可期間を今延長をしております。ですので、中には工業団地の進出予定、それから中町の住宅の建て替え計画があるということで聞いております。そういったものが、現実的になれば、下水道の整備ができるという体制をとっておるところでございます。一部計画区域外であっても、その事業を延ばすか、それか、個別の浄化槽で対応するか、そういったものは、その現場において経済比較をやりながら、区域外であっても経済的な手法をとるとというのが、現在のやり方でございますから、そこら辺については計画的にやっていきたいと思っておるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） そのことそのものでございます。緩やかな中でも行財政改革を取り入れて行く職員の視点、これが大事ではなかろうかと思っております。守備範囲、計画面積が定まっておるから、枠をはみ出してということではないんではないか。新市の一体性の中で、緩やかな中にも行財政改革に切り込んでいくべきではないかと考えておるところでございます。これは提案となりますが、今後、十分な検討をお願いしたいと思っております。

続きまして、下水道事業との整備計画の開き対策についてでございます。

朝倉市の公共サービスは、市民がこれを平等に受けることができるように、日夜努力されていることとは存じます。

1点目、地域間格差や費用負担の公平性からも、下水道事業と汚水処理事業は継続してしなければならないものです。住宅の新築や増改築を予定している住民は、いつまで待たばいいのか、首を長くして待っている現状でございます。今後の朝倉市下水道事業等、汚水処理事業、全体計画と完了の予定、また、財源対策について説明を願いたいと思います。朝倉市の公共下水道の整備は、今後、何年かかる計画とされているのか、また、長期間に及ぶ下水道事業計画では、整備をしながら最初に整備された施設等々の老朽化等やってくるのではないかと考えておる次第でございます。全国平均にいたしましては劣る福岡県におきましても、30番目の位置づけということでございます。当然ながら、市民が平等に、

公平にサービスを受ける権利はございますが、これこそ財源が伴いますので、厳しい財政状況であろうかと思いますが、最終年度をいつぐらいに定めてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 下水道課長。

○下水道課長（宮本保孝君） 最初に、整備年度の開きの対応ということで質問がありましたので、それに対してお答えいたします。

下水道事業は、膨大な費用と長い期間を要するものであります。市の下水道の整備が待てない家庭につきまして、浄化槽の手当があろうかと思えます。その浄化槽について、暫定措置ということで、国・県・市の負担で補助金を交付いたしております。対象としては、国の認可がもらえていない認可外、相当期間、下水道の整備に時間を要するということについて、国・県・市で必要ならばということで補助金を出している制度があります。それを、当然、現在使っておるわけですけど、そういったもので整備が遅れるところについては、補助金を出すということで、整備年の差を理解していただく、整備に時間がかかるということで、そういった手当をしておるところでございます。

それについては、市も個人も費用的に重複する分があるけど、やむを得ないということでそういった措置が現在なされているところで、年間60基ぐらいが、今されておるようなところがございます。そういった負担の重複する分につきましては、十分申請者、受益者と話をして、理解の上にやっていただいております。

それから、下水道の整備がいつまでかというふうなことでありますけど、平成20年度に県が県下汚水処理構想というのを取りまとめております。それで、朝倉市としても18年3月に合併をいたしておりましたので、以前の各町の汚水処理計画を引き継いで、それを集合したところで、県に汚水処理構想ということで提出をいたしております。その段階で、目標はということで記述をしなければなりませんので、一定検討をいたしまして、37年ということで記述をしておるところでございます。これにつきましては、財政計画とかそういったものがありますが、当面の汚水処理構想に書いた年数ということで、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 切り込ませていただきますが、まだ未整備地区の福田、金川、三奈木地区等々においての着工年度等々を把握されておれば、示していただきたい。

○議長（手嶋源五君） 下水道課長。

○下水道課長（宮本保孝君） 今言われます、基本構想でいう単独処理、単独公共下水道の未処理区でございますけど、それについての着工年度については、まだ確定はしていない状況です。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 平成37年度をもって完了計画があるということでございます。こ

れは、当然ながら合併前の3市町の組み合わせの中で、そういった年度の位置づけがなされておるとは存じますが、財政的に厳しかろうとは存じますが、福田、三奈木、金川におきましては、当然ながら積極的な行政施策に踏み込んでいただきたい、そのように考えておるわけでございます。

住民福祉サービスの観点からいけば、当然ながらあまりにも格差があり過ぎると、提言等々、一般市民から受けてまいるような状況も、ややもすればあると思いますので、財政的な観点を踏まえた上で、積極的な施策に取り組んでいただきたいと考えております。

次に移ります。適正な下水道の使用料金について質問いたします。

朝倉市において推進されている下水道事業は、快適な生活環境の確保と、地域に利活用される水資源の保全を図るための事業であると認識しております。下水道の施設や維持管理にかかる経費といたしまして、受益者が下水道の分担金や使用料で負担するのが原則でございますが、今の現状では、到底分担金、使用料で賄えるような状況下ではございません。皆さん方からの血税を通した上で、事業推進がなされております。この使用料の関係におきましては、さきの12月定例議会で、合併3市町の使用料の料金、水道料金、下水道料金等々につきましては、合併後3年以内に接続するというところで、協議決定されております。がしかし、水道料金につきましては、平成22年の10月より使用料の新料金が設定され、下水道におきましては、この4月より使用料金が改定されてまいります。そういった状況でございますが、合併浄化槽の朝倉地域におきましては、緩和措置、5年間ということで制定されております。喜ばしいことであると同時に、使用料の設定をされる時点で、1立米当たり157円50銭、157.5円の設定がされておりますが、今後一般財源をつぎ込む中ではございますが、再度の近々に値上げがあるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 下水道課長。

○下水道課長（宮本保孝君） 料金関係について、質問がありましたのでお答えします。

昨年の12月に料金統一の関係で条例化させていただいております。下水道料金につきましては、下水道施設のすべての維持管理費、それから建設時の起債償還を有収水量で割ったものを、汚水処理原価と申します。現在、その使用料は、汚水処理原価の概略6割程度になっているかと思えます。朝倉地域が平成9年から供用開始をいたしまして14年間、そして甘木地域が平成12年度供用開始で11年間、ともに一度の改定もなされていないという状況でございます。今後、下水道料金の定期的な見直しを行い、改定の必要性があればその都度検討するというところで考えておるところでございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 汚水処理使用料におきましては、当然ながら総体的な懸案の中で、その時期、時期で精査がなされ、料金設定がなされるというふうに認識したところでございます。

続きまして、接続率の向上に向けた推進を市としてどのような形でされておるのか、お

尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 下水道課長。

○下水道課長（宮本保孝君） 下水道接続の推進について説明をいたします。

9月10日が国が決めております「下水道の日」でございます。全国各地で下水道普及の促進のためのいろんな取り組みがなされております。本市においても、流域下水道の関係で、下水道展というものを、県の宝満浄化センターで開催をいたしております。そこで啓発を行っているところでございます。ただ、平成23年度は浄化センターの建設工事の関係でスペースが確保できず、開催はされていないところでございます。

それから、市民向けに9月1日の広報紙に、下水道の役割や接続推進を掲載いたしました。そして、10月1日が今度は「浄化槽の日」ということで国が決めております。それも、広報紙に掲載し、普及促進を図ったところでございます。

それからあと、甘木地域の未接続世帯があるわけですけど、そこについては、はがきによる接続工事のお願いも行っておる状況でございます。接続推進の取り組みは、以上のことをしております。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 接続率の向上に向けた施策は打ってあろうかと思いますが、もう一度、足元からの向上を目指した施策として、区長会、理事会、あるいはコミュニティ推進委員会等々に積極的に出向いていただきまして、啓発を今後取り組んでいただきたいというような思いを持っておるところでございます。

次に、質問させていただきますが、下水道法では3年以内に接続しなければならないという条文がうたわれておりますが、朝倉市においては、独居老人等々の高齢化率も増していき、独居老人等々の世帯数もふえておるといったような状況の中でございますので、この条例化をされておりませんが、そこら付近、どのような形になっておるか、お尋ねします。

○議長（手嶋源五君） 下水道課長。

○下水道課長（宮本保孝君） その点につきましてお答えいたします。

市の公共下水道条例については、第1条に下水道法その他別に定めるものがあるもののほか、本市の下水道の管理に関し必要事項を定めるということで、国の下水道法の第11条の3、第1項に規定がなされております。下水の処理の開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければならないというものがうたわれておりますので、市の条例には載せていないようでございます。

それから、もう一つ、農業集落排水の条例を持っておりますけど、農集条例の第6条で条例化をしております。内容は、下水道法の第11条3にあるもので、3年以内の接続ということで、農集の条例のほうにはなかったものですから、本市のほうで条例化しておる状況でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 当然ながら、独居老人等々もふえ、恐らくや接続率の向上を目指した施策が、今後も打っていかれると思いますが、頭が恐らく定まってくるんじゃないか、接続率が定まってくるのではないかと懸念しております。この関係におきましては、前段でも申し上げましたように、空き施設を利用した今後の下水道の総体的な施策、計画づくりを組み入れていただきたい、そのように考えておるところでございます。

続きまして、下水道の汚泥処理についてお尋ねいたします。

朝倉市内の下水道汚泥の処理は、年々増加しつつあり、下水道汚泥につきまして一部には一般廃棄物、一部には産業廃棄物として取り扱われ、適正な処理が施された後、いずれも堆肥化され、再利用されている量は相当な量にのぼり、利用者の市民間では重宝がられていると聞き及んでいるわけでございます。この循環型社会の中で整備されている下水道事業、下水道汚泥の処理状況の取り組みや計画について、市はどのような方向をもってあるか、お尋ねをいたします。

○議長（手嶋源五君） 下水道課長。

○下水道課長（宮本保孝君） 下水道の汚泥の処理について、現在の状況を報告します。

甘木地域の秋月特環については、産業廃棄物になります。汚泥を処理場で脱水をいたしまして、脱水汚泥を糸島市の産廃処分場まで運搬しまして、コンポスト化し、農地還元ということで処理委託をしております。22年度の数量は、脱水汚泥で38.6トンでございました。それから、安川と蜷城の農業集落及び美奈宣の杜は、一般廃棄物でございます。これにつきましては、汚泥再処理センターに持ち込み処理をいたしております。処分はコンポスト化し、農地還元がなされておるところでございます。数量につきましては、こちらのほうは濃縮汚泥でございます。合計で年間1,302トンございました。

それから、朝倉特環につきましては、公共下水道で産業廃棄物になります。脱水を処理場でいたしまして、秋月特環と同様に糸島市まで運んで、処分を依頼しておるところでございます。その分につきましては、朝倉特環分だけで脱水汚泥でございます。404トンでございました。

それから、朝倉地区の農集の4カ所、それと、小規模の1地区につきましては、朝倉中央浄化センターへ持ち込み、脱水をしております。そして、以降は秋月特環と同様に、糸島市まで運搬して、産業廃棄物で処理をしておるといった状況です。数量につきましては、脱水汚泥で159トンございました。

全市的に見てみますと、一般廃棄物が濃縮汚泥で1,302トン、それから、産業廃棄物として脱水汚泥で602トン进行处理している状況でございます。

今後も現状の処分の方法をやっていくところでございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 下水道においては、全体を網羅した中で数値の精査等々も含め説明をいただきました。私も含めてでございますが、足元からの行革は今後積極的にやって

いかなければなりません。また、同様に地元からの条件整備等々出ておれば、緩やかな中でも位置づけを踏まえた中で行革をお願いしたいものだと思っております。

続きまして、汚泥再処理センターの稼働状況について質問いたします。

朝倉市は、平成21年3月に10年後を目標とする総合計画を定め、将来像を、「水をはぐくみ街を潤す健康文化都市」としました。これは、自然環境に恵まれた財産をもとに、心身ともに健康で健やかに生活する姿を求めたものでございます。

この将来像は、大きく六つの分野から構成されており、その中の一つが自然と共生する循環型社会を築く町づくりとうたわれております。また、朝倉市環境基本計画では、この分野をさらに展開していくため、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境及び環境保全体制の五つを対象とされております。身近なことから地球規模まで幅広い視野を持ち、持続可能な取り組みを実現すべく、この計画に親しみを込め、副題を「思いっきりしん呼吸、人と自然がひびき合うまち、あさくら」と題しました。古処の峰に代表される山々、筑後川に囲まれた温泉街、小石原川、佐田川及び桂川水系に広がる広大な扇状地帯は、我々への自然からの贈り物であり、宝物であります。このかけがえのない環境の中で、思いっきり深呼吸できる暮らしを目指したいと、環境基本計画でうたわれております。

これを踏まえ、汚泥再生処理センターの稼働状況について質問いたします。

し尿・汚泥海洋投棄禁止、平成19年2月1日の中で、合併3市町のし尿・汚泥状況はどのようでしたか。質問いたします。

○議長（手嶋源五君） 市民環境部長。

○市民環境部長（高瀬健次君） 合併前におきます各市町のし尿処理状況でございます。

下水道事業との関係もございしますが、関連して申し上げますと、旧甘木市では、平成12年7月から安川地区での農業集落排水事業の供用開始を皮切りに、順次下水道の整備をやってまいりました。また、朝倉でも平成9年10月から、特定環境保全公共下水道の供用開始を皮切りにやってきたところでございます。これらの整備が終わっていない地域から出ますし尿でありますとか、浄化槽汚泥につきましては、甘木も朝倉も合併時まで海洋投棄を行ってまいりました。杷木町につきましても、平成10年から町設置型の浄化槽事業をやってまいりましたが、整備が行われていない地域でのし尿などにつきましては、平成18年の1月まで海洋投棄を行いまして、その後は民間業者によります処理委託を行ってきているところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 質問の2点目でございますが、汚泥再生処理センターの稼働の現状についてお尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 市民環境部長。

○市民環境部長（高瀬健次君） 汚泥再生処理センターの稼働状況でございます。

汚泥再生処理センターの稼働の処理能力は、1日73リットルでございます。このセン

ターは、平成19年1月から試運転をし、19年4月から本稼働を行っております。現在5年間の経過をしているところでございます。

し尿、浄化槽汚泥の受け入れの実績につきましては、下水道計画との進捗状況もございますけれども、稼働当初は19年度は平均で、1日平均66.61キロリットルだったものが、平成22年度実績では1日平均62.20キロリットルとなっております。平成19年度の実績を100といたしますと、平成22年度実績では93.34となり、6.66ポイントの減少となっております。現段階では問題なく稼働しているものと判断をしております。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 稼働率におきまして、大分当初の計画から下がっておる状況下でもございます。この汚泥再生処理センターの建設に伴う地元協定等々結ばれていると考えられますが、将来的に効率的な施設の緩やかな活用が考えられないか、お尋ねします。行財政改革を踏まえつつも、緩やかな地元対策を踏まえながらの行財政改革等々考えられないか、お尋ねいたします。

○議長（手嶋源五君） 市民環境部長。

○市民環境部長（高瀬健次君） センター稼働等につきます、まず、地元条件整備の関係から御説明申し上げたいと思います。

この汚泥再生処理センターにつきましては、地元でございます堤、柿原地区の皆さんや、また放流水を放流することから、佐田川流域といいますか、立石の頓田、相窪、古賀、金川地区、福田地区、蜷城地区の皆さんの御理解と御協力のもとに建設をできたというふうに考えているところでございます。

この建設に伴いまして、とりわけ地元柿原地区、堤地区につきましては、地元の要望に基づきまして周辺地域の道路の整備でありますとか、いろんな環境整備等を行ってきているところでございます。確約しております整備事業につきましては、堤地区が16事業、柿原地区は12事業ございまして、23年度時点では堤地区は14事業、柿原地区につきましては7事業が完了しております。残る事業につきましても、計画では27年度中には実施を完了したいというふうに考えているところでございますし、また、処理水を放流する地域につきまします地元の対応につきましても、センターからの放流水につきましては、既存の汚水排水路を通じて佐田川に放流しておるわけですが、当時放流に当たりまして、流域の皆さんの御理解を得るために説明会を開催したり、説明会で出されました意見でありますとか要望をもとにして、市としても取り組み可能なものにつきましては対応していく立場で対応してきたところでございます。

具体的には、放流水や流域の地下水の定期的な検査でありますとか、流域河川で従来からの課題でありました浄化対策等を行ってまいったところでございます。

また、要望の中には、放流水の溢水対策など、これから具体的な事業実施段階に入るものがございますけれども、現段階ではこの地元に対しまして一定のお約束をしたことにつき

ましては、将来的なことも含めまして、一定方向性は整理できたのではないかというふうに考えております。

そういったことから、議員言われますような今後の対応でございますけれども、合併をして、5年たって言われますのは、汚泥再生処理センターの効率的な運用と申しますか、有効的な利用だということを言っているというふうに思いますから、そういった面では、朝倉の前処理施設の問題とか、あと甘木の汚泥再生処理センターの稼働の問題などを含めまして、行革の視点に立って有効に今後の稼働については研究検討したいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員。

○5番（稲富一實君） 18年の6月定例議会で、先輩議員が質問をされております。その中でも、緩やかな中での施設整備に向けた取り組み、極力地元対策においては、緩やかな中で方向性を今後見出していきたいという答弁等々もなされておる状況下でもございます。何度も繰り返して質問しておりますけれども、やはり足元からの行革、空き施設があるとすれば、地元対策を踏み込んでいきつつも、また地元民に対する説明責任を全うしつつも、行革を取り入れていくべきではないかと考えておるところでございます。

下水道事業、そして汚泥再生処理センターの質問におきましては、今後、職員、執行部一丸となって、各種の事業推進をしていただきたいと願っておるものでございます。

これで私の一般質問は終えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富一實議員の質問は終わりました。

10分間休憩いたします。

午前10時43分休憩

---